

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・ 歯の破折片除去 30 点は手術の点数ですが、特例として浸麻料および麻酔薬剤料の算定は可能です。
また、120 点以上の処置や KP、PZ、修形、充形など浸麻料が含まれる治療と同時に行った場合は麻酔薬剤料のみ算定可となります。

【浸麻料・麻酔薬剤料ともに算定可能な例】

- ・ MC 除去 20 点＋う蝕処置 18 点＋間接歯髄保護処置 34 点＋歯の破折片除去 30 点
- ・ コア imp34 点＋歯の破折片除去 30 点

【麻酔薬剤料のみ算定可能な例】

- ・ 感根処＋歯の破折片除去 30 点
- ・ 抜 髄＋歯の破折片除去 30 点
- ・ 修 形＋歯の破折片除去 30 点

- ・ 抜髄時または感染根管処置時に限り、根管側壁、髄室側壁、または髄床底に穿孔があり封鎖を行った場合は、窩洞形成の「単純なもの」60 点と充填の「単純なもの」106 点及び充填材料料の算定となり、歯肉を剥離して行った場合は、歯槽骨整形手術 110 点、または骨瘤除去手術 110 点を準用点数として算定してください。病名は「Pul・穿孔」「Per・穿孔」となります。
※根管貼薬時ならびに根管充填時には算定不可。

- ・ 口腔内装置の装着と同月の口腔内装置の修理の算定は不可です。
※同月でも、旧口腔内装置の修理を行い、その後、新たに口腔内装置を装着した場合はそれぞれの算定が可。

- ・ 口腔内装置が破損した場合、6 ヶ月経過すれば新製が可能です。
※「修理不能」等の摘要欄記載があれば、翌月以降に新製が可。

- ・ 大臼歯の 4/5 冠は、生活歯のブリッジ支台の場合に限ります。

- ・ 口腔前庭拡張術 2,820 点と同部位の F0p630 点は、口腔前庭拡張術の所定点数に含まれ、別に算定できません。

- ・ 歯科訪問診療において普通抜歯を算定した場合、50/100 加算の算定ができます。

前歯：155 点＋78 点（50/100 加算）＝233 点 臼歯：265 点＋133 点（50/100 加算）＝398 点
ただし、難抜歯を行った場合、難抜歯加算＋210 点のみで、50/100 加算はできませんのでご注意ください。

前歯：155 点＋210 点（難抜歯加算）＝365 点 臼歯：265 点＋210 点（難抜歯加算）＝475 点